

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

## 評価実施機関名

加古川市長

## 公表日

令和7年1月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者等の資格情報の管理、保険料の賦課・徴収、各種給付事務を行う。申請受付については、郵送、窓口、かこがわオンライン申請システムにて行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資格 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者からの国民健康保険資格異動届に基づき、資格情報の登録、修正を行い、資格情報証明書類を発行。</li> <li>・転入者については、保険給付及び保険料の算定のため、前住所地に対して所得照会を実施。</li> <li>・他の健康保険資格取得(喪失)後、国民健康保険の資格喪失(取得)手続きを行っていない被保険者に対して、資格喪失(取得)手続きが必要であることの通知を行う。</li> <li>・被保険者の資格情報を兵庫県国保連合会(以下国保連合会)に送付、受理する。</li> </ul> </li> <li>2. 賦課徴収 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料算定時に、被保険者等の所得情報を参照。</li> <li>・納付義務者に対して納付通知書を送付。</li> <li>・保険証更新時及び納付交渉時に滞納情報を参照。</li> <li>・保険料の納付情報の管理。</li> <li>・保険料の還付情報の管理。</li> </ul> </li> <li>3. 給付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会は保険者から送付された資格情報を基に医療機関から送付された診療報酬明細書(以下、レセプト)の審査・点検を行う。</li> <li>・国保連合会から送付されたレセプトデータをシステムに取り込み、審査・点検を行う。</li> <li>・レセプトデータを基に高額療養費、高額介護合算療養費の算定を行い、支給可能世帯に対して支給勧奨を行う。</li> <li>・高額療養費の計算結果について国保連合会に送付、受理する。</li> <li>・高額療養費、高額介護合算療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給。</li> </ul> </li> <li>4. オンライン資格確認事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して国保連合会または社会保険診療報酬支払基金(以下支払基金)等(以下支払基金等)に委託。</li> <li>・国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</li> <li>・オンライン資格確認の準備業務 <ol style="list-style-type: none"> <li>①資格履歴管理事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>②機関別符号取得等事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ol> </li> </ul> </li> </ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険システム</li> <li>2. 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>3. 宛名管理システム</li> <li>4. 統合宛名システム</li> <li>5. 中間サーバー</li> <li>6. 伝送通信システム</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険加入者情報ファイル</li> <li>2. 国民健康保険収納情報ファイル</li> <li>3. 国民健康保険滞納整理情報ファイル</li> </ol>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの</p> <p>(1)番号法 ・第9条 第1項 別表 44の項</p> <p>(2)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第2 7の項 ②番号利用条例施行規則 ・第23条</p> <p>(3)国民健康保険法 ・第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[    実施する    ]</p>
②法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの。</p> <p>(1)番号法 【情報提供の根拠】 第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2、3、6、13、16、19、27、42、48、56、65、69、70、83、87、111、115、116、125、131、141、146、158、161、164、165、166、173の項) 第19条第9号</p> <p>【情報照会の根拠】 第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(69、70、71の項) 第19条第9号</p> <p>【情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等】 附則第6条第4項</p> <p>(2)国民健康保険法 【情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等】 第113条の3 第1項及び第2項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国民健康保険課、債権管理課
②所属長の役職名	国民健康保険課長、債権管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 健康医療部国民健康保険課 給付係 079-427-9188(直通) 保険料係 079-427-9229(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[            ]委託しない</span>		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[            ]提供・移転しない</span>		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[            ]接続しない(入手)            [            ]接続しない(提供)</span>		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
<p>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、個人番号及び本人情報が記載された申請書については、保存年限後、適切に廃棄している。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムへのアクセスは認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。また、権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月19日	I 関連情報-1. 特定個人情報を取り扱う事務-②事務の概要	3. 給付 ・国保連合会は被保険者から送付された資格情報を基に医療機関から送付された診療報酬明細書(以下、レセプト)の審査・点検を行う。 ・国保連合会から送付されたレセプトデータをシステムに取り込み、審査・点検を行う。 ・レセプトデータを基に高額療養費、高額介護合算療養費の算定を行い、支給可能世帯に対して支給勧奨を行う。 ・高額療養費の計算結果について国保連合会に送付、受理する。 ・高額療養費、高額介護合算療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給。	3. 給付 ・国保連合会は保険者から送付された資格情報を基に医療機関から送付された診療報酬明細書(以下、レセプト)の審査・点検を行う。 ・国保連合会から送付されたレセプトデータをシステムに取り込み、審査・点検+AB8を行う。 ・レセプトデータを基に高額療養費、高額介護合算療養費の算定を行い、支給可能世帯に対して支給勧奨を行う。 ・高額療養費の計算結果について国保連合会に送付、受理する。 ・高額療養費、高額介護合算療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給。	事後	-
平成30年7月19日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、5、12、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項) 【情報照会の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(42、43、44、45の項) (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第26条、第27条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 【情報照会の根拠】 ・第25条、第26条	(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項) 【情報照会の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(42、43、44、45の項) (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第26条、第27条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条 【情報照会の根拠】 ・第25条、第26条	事後	-
平成30年7月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	国民健康保険課長 難波 一郎、債権管理課長 二川 裕之	国民健康保険課長 難波 一郎、債権管理課長 神吉 雅利	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	国民健康保険課長 難波 一郎、債権管理課長 神吉 雅利	(削除)	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	(新規)	国民健康保険課長、債権管理課長	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	079-427-9135(直通)	079-427-9132(直通)	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-8. 監査-実施の有無	(新規)	自己点検、内部監査	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-9. 従業者に対する教育・啓発-従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項) 【情報照会の根拠】 第19条第7号 別表第2(42、43、44、45の項) (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第26条、第27条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条 【情報照会の根拠】 第25条、第26条	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項) 【情報照会の根拠】 第19条第7号 別表第2(42、43、44、45の項) (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】	事後	-
令和2年9月30日	I 関連情報－1. 特定個人情報を取り扱う事務－②事務の概要	(追加)	4. オンライン資格確認事務 ・オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して国保連合会または社会保険診療報酬支払基金(以下支払基金)等(以下支払基金等)に委託。 国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ・オンライン資格確認の準備業務 ① 資格履歴管理事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ② 機関別符号取得等事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資	事前	-
令和2年9月30日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	(追加)	(4) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	-
令和2年9月30日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項) 【情報照会の根拠】 第19条第7号 別表第2(42、43、44、45の項)	【情報提供の根拠】 第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項) 【情報照会の根拠】 第19条第7号 別表第2(42、43、44、45の項) 【情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等】 附則第6条第4項	事前	-
令和2年9月30日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	(追加)	(4) 国民健康保険法 【情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等】 第113条の3 第1項及び第2項	事前	-
令和2年9月30日	II しいき値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成29年4月26日時点	令和2年6月1日時点	事後	-
令和2年9月30日	II しいき値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成29年4月26日時点	令和2年6月1日時点	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項) 【情報照会の根拠】 第19条第7号 別表第2(42、43、44、45の項) (省略) (3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの)	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 第19条第8号 別表第2(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) 【情報照会の根拠】 第19条第8号 別表第2(42、43、44、45の項) (省略) (3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの)	事後	令和3年9月1日施行の法改正によるもの
令和3年9月14日	I 関連情報－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 情報公開担当 079-427-9132(直通)	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 079-427-9132(直通)	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報－8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ－連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 市民部国民健康保険課 給付係 079-427-9188(直通) 保険料係 079-427-9229(直通)	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 健康医療部国民健康保険課 給付係 079-427-9188(直通) 保険料係 079-427-9229(直通)	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月25日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	(2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3  【情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条	(2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3  【情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報－3. 個人情報の利用－②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。) 又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。) により個人番号の利用を行うことができるとされているもの (1)番号法 ・第9条 第1項 別表第1 30の項	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。) 又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。) により個人番号の利用を行うことができるとされているもの (1)番号法 ・第9条 第1項 別表 44の項	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの。  (1)番号法 【情報提供の根拠】 第19条第8号 別表第2(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)  【情報照会の根拠】 第19条第8号 別表第2(42、43、44、45の項)  【情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等】 附則第6条第4項  (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの。  (1)番号法 【情報提供の根拠】 第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2、3、6、13、16、19、27、42、48、56、65、69、70、83、87、111、115、116、125、131、141、146、158、161、164、165、166、173の項) 第19条第9号  【情報照会の根拠】 第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(69、70、71の項) 第19条第9号  【情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等】 附則第6条第4項  (2)国民健康保険法 【情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等】 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報－1. 特定個人情報を取り扱う事務－②事務の概要	(追加)  1. 資格 ・被保険者からの国民健康保険資格異動届に基づき、資格情報の登録、修正を行い、被保険者証等を発行。	申請受付については、郵送、窓口、かこがわオンライン申請システムにて行う。  1. 資格 ・被保険者からの国民健康保険資格異動届に基づき、資格情報の登録、修正を行い、資格情報証明書等を発行。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I 関連情報-1. 特定個人情報を取り扱う事務-②事務の概要	2. 賦課徴収 ・保険料算定時に、被保険者等の所得情報を参照。 ・納付義務者に対して納付通知書を送付。 ・保険証更新時及び納付交渉時に滞納情報を参照。	2. 賦課徴収 ・保険料算定時に、被保険者等の所得情報を参照。 ・納付義務者に対して納付通知書を送付。 ・保険証更新時及び納付交渉時に滞納情報を参照。 ・保険料の納付情報の管理。 ・保険料の還付情報の管理。	事後	
令和7年1月10日	IVリスク対策-8.人手を介在させる作業	(追加)	十分である  住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、個人番号及び本人情報が記載された申請書については、保存年限後、適切に廃棄している。	事後	
令和7年1月10日	IVリスク対策-11.もっとも優先度が高いと考えられる対策	(追加)	十分である  業務システムへのアクセスは認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。また、権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。	事後	